

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【公開番号】特開2014-161496(P2014-161496A)

【公開日】平成26年9月8日(2014.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-048

【出願番号】特願2013-34728(P2013-34728)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月25日(2016.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

球流下領域を形成している平板状の遊技パネルと、

該遊技パネルに形成された開口から視認可能に配置されており、演出画像を表示可能な第一表示手段と、

該第一表示手段の一辺側に配置され、演出画像を表示可能な第二表示手段と、
該第二表示手段を前記第一表示手段の前方の前進位置と該前進位置から離れた後退位置との間を移動させる第一駆動手段と、

前記第二表示手段の一辺側と該一辺に対向する他辺側とに、その一部が前記第一表示手段に重なるように設けられる複数の可動手段と、

該複数の可動手段を前記第一表示手段の前方の演出位置と該演出位置から離れた待機位置との間を移動させる第二駆動手段と、を備える

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

しかしながら、特許文献1や特許文献2では、遊技者の興趣を低下させてしまう虞があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

そこで、本発明は上記の実情に鑑み、興趣が低下するのを抑制することが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、球流下領域を形成している平板状の遊技パネルと、
該遊技パネルに形成された開口から視認可能に配置されており、演出画像を表示可能な
第一表示手段と、

該第一表示手段の一辺側に配置され、演出画像を表示可能な第二表示手段と、
該第二表示手段を前記第一表示手段の前方の前進位置と該前進位置から離れた後退位置
との間を移動させる第一駆動手段と、

前記第二表示手段の一辺側と該一辺に対向する他辺側とに、その一部が前記第一表示手
段に重なるように設けられる複数の可動手段と、

該複数の可動手段を前記第一表示手段の前方の演出位置と該演出位置から離れた待機位
置との間を移動させる第二駆動手段と、を備えること
を特徴とする。

また、本発明とは別の発明として以下の手段を例示する。

手段1：遊技機において、

「遊技領域を形成している平板状の遊技パネルと、
該遊技パネルの前面側に取付けられており透光性を有した第一装飾体と、
該第一装飾体の後側に配置され、前記遊技パネルを貫通して後方へ延出すると共に外形
が前記第一装飾体の外周に沿った筒状の導光部材と、
該導光部材の後側に配置され透光性を有した第二装飾体と、
該第二装飾体を前後に伸びた軸周りに回転させる駆動モータと、
前記第二装飾体の後側に配置され前面に複数のLEDが実装された装飾基板と、
該装飾基板、前記第二装飾体、及び前記駆動モータが取付けられたユニットベースと、
該ユニットベースを前記第二装飾体の回転中心が前記導光部材の中心と略一致した位置
から前記遊技パネルの面に沿って移動させる駆動ユニットと
を具備することを特徴とする。」

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

このように、本発明によれば、興趣が低下するのを抑制することが可能な遊技機を提供
することができる。